

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	錦湯前線	球磨郡錦町大字一武字踊場 同所 字八藪 2197番19地先から 2210番165地先まで	280.0	緊道整
一般県道	一勝地 神瀬線	球磨郡球磨村大字一勝地丁字下村 同所 同字 1143番 地先から 1144番6地先まで	172.0	単道改

2 供用開始する期日 平成15年8月8日

熊本県告示第828号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成15年8月8日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 起業者の名称 白水村
- 2 事業の種類 一心行の大桜公園整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 熊本県阿蘇郡白水村大字中松字西古閑原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、白水村が特定地区公園（カントリーパーク）を整備するものであり、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
起業者は、本件事業に係る用地費及び工事費について一般会計、補助金及び起債により予算措置を講ずることとしている。また、予定された補助金及び起債の許可が得られない等財源に不足を生じる場合には、一般財源で措置する旨の確約も得られている。
なお、起業者は、平成17年2月に久木野村及び長陽村と合併予定であるが、合併時には既に着工していること、本件事業の及ぼす経済的波及効果が大きいこと等を勘案すると合併後も本件事業は引き続き施行され、管理・供用されると見込まれる。以上のことから、起業者は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
本件事業は、白水村の貴重なふるさと資源である一心行の大桜をシンボルとして公園を整備するものである。
樹齢400年を誇る一心行の大桜は、開花時の約2週間に20万人を超す観光客を集めており、白水村のみならず南阿蘇広域観光においても大きな役割を果たしつつあるが、大桜周辺は未整備であり、無秩序な見学によって桜の枝切れ、土壌の踏み固めによる雨水の浸透性や酸素通気性の悪化等の問題が生じており、大桜の枯死予防が危ぶまれる状況である。また、駐車場も未整備であるため、農地を臨時駐車場として借り上げているが、ピーク時には周辺に渋滞を引き起こしており、借上農地の回復に時間を要し、農地としての活用にも弊害が生じている。このような状況は、地域住民の安全で快適な生活環境を阻害し、排気ガスによる環境悪化を招き、農地保全にも支障を生じるものである。
そこで、本件事業では、①一心行の大桜の保護、②交流の場としての活用、③美しい農村景観の保全、④周辺農地の保全、⑤住民参加による維持管理運営活動の推進を基本方針として公園を整備することとされ、桜の保護を図るゾーンや広場ゾーン、駐車場ゾーン等が設けられている。このように、大桜周辺一帯を公園として担保し、整備することにより、保存を図るエリアと積極的に開発を促すエリアを明確にすることができ、環境保全を図りながら多くの人の利用を促す等の適切な管理運営も可能となる。
したがって、本件事業の施行により、一心行の大桜の保全が図られるのみでなく、周辺農地の保全、南阿蘇の雄大な景観の保全・活用が図られ、さらに、大桜をシンボルとする郷土愛の醸成による誇りある地域づくりの推進、住民が心身の健康づく